

「藤井寺市教科書採択関係者と教科書発行者との接触等のルール」

(1) 教科書発行者との接触について

- ・教科書採択手続き期間中に、全ての採択関係者【※1】が教科書発行者と接触【※2】することを禁止する。（ただし、教科書等の執筆で、市教育委員会（以下「市教委」という。）の承認【※3】を得た教職員を除く）
- ・教科書採択手続き期間外に、教職員が教科書発行者と接触する又はした場合は、学校長を通じて市教委へ報告書を提出するものとする。
- ・教科書採択手続き期間中であっても、同一教科書を採択する年度については、教科書採択手続き期間外と同様の対応とする。

【※1】：採択関係者とは、教育委員会関係者又は学校長や教職員等を含むすべての学校関係者、その他教科書採択に関与しうるすべての者を表す。

【※2】：接触については、「教科書採択関係者と教科書発行者との接触についてQ&A」Q1. を参照

【※3】：市教委担当事務局の承認する例

①教科書等の執筆

②教科書発行者（教科書協会を含む）が主催する研修会等への参加（採択手続き期間中の研修会参加は、不可）

(2) 教職員の教科書等の執筆について

- ・教職員が教科書発行者から教科書等の執筆を求められた場合には、自ら可否の判断・応答をせず、学校長を通じて、市教委担当事務局に申し出るものとする。
- ・執筆を可とする場合、教科書発行者は、学校長を窓口として当該教職員に執筆依頼を行う。ただし、勤務時間外のみ可とする。
- ・執筆を行う教職員は、報酬（金銭）が発生する場合には、学校長を通じて、市教委担当事務局に「兼職（兼業）の許可願」の申請を行い、事前に承認を得る。

(3) 物品及び報酬（金銭）等の受領等の禁止について

- ・教科書等の執筆の場合を除き、教科書発行者からの報酬（金銭）の受領は認めない。
- ・教科書発行者とともに飲食や麻雀等の遊技、ゴルフ又は旅行をすることは認めない。
- ・教科書発行者からの物品【※4】の受領（弁当の提供を受けることを含む）は認めない。
- ・教科書発行者主催の懇親会への参加、宿泊費等の受領は認めない。

【※4】：物品については、「教科書採択関係者と教科書発行者との接触についてQ&A」Q2. を参照

(4) 執筆、意見聴取、研修会に参加した教職員の教科書採択への関与の禁止について

- ・教科書等の執筆、特定の教科書発行者から個別の意見聴取、特定の教科書発行者が主催する研修会へ参加した教職員【※5】は、その教科書発行者が関係する教科の採択事務に関与させない。

【※5】：特定の教科書発行者からの意見聴取や研修会へ参加した教職員については、「教科書採択関係者と教科書発行者との接触についてQ&A」Q8. を参照

(5) その他

- ・教科書採択手続き期間外において、教科書発行者との接触が生じた場合は、学校長を通じて、市教委担当事務局に報告することとする。また、教職員以外の者は、直接、市教委担当事務局(072-939-1402)へ連絡する。
- ・教科書発行者と思われる人物と接触している教職員を見聞きした場合は、当該学校長だけでなく、市教委担当事務局へ連絡することとする。
- ・上記（1）～（4）以外の特別事情がある場合には、市教委担当事務局で別途協議を行う。
- ・上記（1）～（4）に違反した教職員は、職務命令違反、兼職兼業違反等として、懲戒処分等の対象となりうる。